

環境パートナーシップ活動助成金交付要綱

平成28年4月1日
要綱第13号

(注) 令和3年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境活動団体等が行う自発的な公益活動である環境保全活動を支援することにより、もって循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築するため、環境パートナーシップ活動助成金交付規則（平成28年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において環境パートナーシップ活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(応募団体の定義)

第2条 この要綱において、助成の対象となる事業を応募することができる「環境活動団体等」（以下「団体等」という。）とは、鹿児島市（以下「市」という。）内に在住、在勤及び在学する5人以上の者で構成され、活動拠点が原則として市内にあり、かつ、市内において活動を行っている次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 政治上の主義を推進・支持し、またはこれに反対することを主たる目的としない団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的としない団体
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) その他、公序良俗に反しないと認められる団体
- (5) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団ではない団体、また同条第2号に規定する暴力団員の統制下でない団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、原則として市内及び当該年度内に実施され、事業計画及び収支計画が明確な事業として多くの市民が参加することができる公益性が認められる事業、かつ、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 自然保護、環境保全、環境美化及び環境教育を目的とする事業
- (2) その他、理事長が特に認める事業

(助成金の交付対象経費)

第4条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 事務経費（コピー代、事務用品代及びこれらに類する経費）
- (2) 宣伝及び啓発に要する経費
（チラシ、ポスター等の印刷代、新聞の折込料及びこれらに類する経費）

(3) 外部講師等への謝金、イベント等のための会場借上料、会場設営費、機器使用料、保険料、警備費、原材料費、消耗品費、用具の賃借料

(4) 交通費 実費（バス、フェリー代、燃料代及びこれらに類する経費）

（令3要綱2・一部改正）

（助成金及び交付回数）

第5条 助成金は3万円を限度に審査で交付金額を決定するものとする。

2 助成金の交付は、同一団体につき一実施期間につき1回までとし、その申請は定められた期間内に行うものとする。

（募集）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等の募集は、毎年度期間を定め、そのつど当該募集に関する事項をかごしま環境未来館広報紙等に掲載することにより行うものとする。

（交付申請及び申請時期）

第7条 助成金を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式1）を公益財団法人かごしま環境未来財団理事長（以下「理事長」という。）に定められた期間内に提出するものとする。

2 第5条第2項及び前項に規定する定められた期間内は、次の表のとおりとする。

助成事業実施期間	当年度（4月～9月）	当年度（10月～3月）
申請期間	前年度（10月～3月）の定められた時期	当年度（4月～9月）の定められた時期

（審査及び交付決定）

第8条 理事長は、交付申請があったときはその申請内容を審査し、助成金交付の適否を決定するとともに、その結果を申請者に助成金の交付決定を行うときは、環境パートナーシップ活動助成金交付通知書（様式2）により助成金の交付を行い、却下したときは、環境パートナーシップ活動助成金交付却下通知書（様式2の2）により通知するものとする。

2 理事長は、申請内容の審査にあたっては、別に定める環境パートナーシップ活動助成金交付制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）に事業認可の可否について、審査を付託するものとし、その選考結果を尊重するものとする。

（助成金額の確定）

第9条 前条の審査の結果、助成金の交付を行うときは、環境パートナーシップ活動助成金交付通知書（様式2）に助成金交付決定額を記載し、通知するものとする。

（交付請求）

第10条 助成金の交付確定を受けた団体等は、環境パートナーシップ活動助成金交付請求書（様式3）を理事長に提出するものとする。

（助成金の受領報告）

第11条 前条の請求による助成金を受領した団体等は、環境パートナーシップ活動助成金受領書（様式4）を理事長に提出するものとする。

(事業の変更)

第12条 交付決定後、事業内容に大幅な変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合は、速やかに環境パートナーシップ活動助成金変更(中止)申請書(様式5)を理事長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告及び助成金返還)

第13条 助成金を受けて事業を実施した団体等は、事業等終了後1ヶ月以内に、環境パートナーシップ活動助成金実績報告書(様式6)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、実績報告があったときはその報告内容を審査し、助成金返還の適否を決定するとともに、報告者に助成金の返還を請求するときは、環境パートナーシップ活動助成金返還請求通知書(様式7)により通知するものとする。

3 理事長は、報告内容の審査にあたっては、別に定める審査委員会に助成金返還請求の可否について、審査を付託するものとし、その選考結果を尊重するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日より施行する。

第6条内に掲げる「交付申請及び申請時期」について、平成28年4月から9月に限り、環境パートナーシップかごしまの各ワーキンググループ(下記参照)に活動事務費(3万円)を支給し、事後に第12条に則り、環境パートナーシップ活動助成金実績報告書(様式6)を提出させるものとする。

環境パートナーシップかごしまのワーキンググループ

- ・ 有効資源ワーキンググループ
- ・ 環境にやさしいまちづくりワーキンググループ
- ・ 自然ふれあいワーキンググループ
- ・ 温暖化対策ワーキンググループ
- ・ 里山体験ワーキンググループ

付 則

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日より施行する。

付 則 (令和3年2月1日要綱第2号)

この要綱は、令和3年2月1日より施行する。